

実践研修を6カ月以上のOJTにより受講するための要件等

1 要件

実践研修を6カ月以上のOJTにより受講するためには、以下の(1)～(3)をすべて満たす必要があります。

(1) 基礎研修受講時に、既にサービス管理責任者等（以下「サビ管等」）の配置に係る実務経験要件を満たしている。

(2) 障害福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。

（具体的には以下①～③のいずれかを満たす）

① やむを得ない事由によりサビ管等を欠いている事業所等において、サビ管等の配置に係る実務経験要件を満たしている者（実務経験者）が、サビ管等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。

② 令和3年度末までに、実務経験者が基礎研修修了者となっており（経過措置対象者）、サビ管等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する。

③ サビ管等のもとで、基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する。

(3) 上記業務に従事することについて、指定権者（宮城県又は仙台市）に届出を行う。

（実践研修の受講申込において、当該届出の写しを提出する必要があります）

2 指定権者への届出

(1) 実務経験者が、サビ管等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合

【1(2)の①】

→届出は不要（配置する際に指定権者に届出を行っているため）

※実践研修の受講申込においては、配置する際の届出の写しを提出してください。

(2) 経過措置対象者が、サビ管等とみなして個別支援計画の作成の一連の業務に従事する場合

【1(2)の②】

→届出は不要（配置する際に指定権者に届出を行っているため）

※実践研修の受講申込においては、配置する際の届出の写しを提出してください。

(3) 基礎研修修了者が、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事する場合

【1(2)の③】

① 当該基礎研修修了者を人員配置基準上必要な数を満たすためにサビ管等として配置している場合

→届出は不要（配置する際に指定権者に届出を行っているため）

※実践研修の受講申込においては、配置する際の届出の写しを提出してください。

② 当該基礎研修修了者を人員配置基準上必要な数を満たすためにサビ管等として配置していない場合

→届出が必要

※届出に必要な書類は別表のとおりです。

※届出は、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事し始める前に行ってください。

(別表)

指定権者が宮城県の場合	指定権者が仙台市の場合
<p>(サービス管理責任者)</p> <ul style="list-style-type: none">●変更届出書 (様式第3号)●経歴書 (別記様式第22号)●サービス管理責任者基礎研修修了証の写し●勤務形態一覧表 (別記様式第5号)●算出表 (別記様式第5号別紙1)	<p>(サービス管理責任者)</p> <ul style="list-style-type: none">●変更届出書 (様式第2号)●付表●勤務形態一覧表 (別紙2)●経歴書 (参考様式3)●研修修了証・資格証の写し●実務経験証明書 (参考様式4)
<p>(児童発達支援管理責任者)</p> <ul style="list-style-type: none">●変更届出書 (様式第3号の6)●経歴書 (別記様式第17号)●児童発達支援管理責任者基礎研修修了証の写し●勤務形態一覧表 (別記様式第6号)	<p>(児童発達支援管理責任者)</p> <ul style="list-style-type: none">●変更届出書 (様式第2-2号)●付表●勤務形態一覧表 (別紙2)●経歴書 (参考様式3)●研修修了証・資格証の写し●実務経験証明書 (参考様式4)
届出を行う際の留意点 (宮城県・仙台市共通)	
<ul style="list-style-type: none">●届出日は、実際に提出する日を記入してください。●変更届出書の「変更後」欄に、当該基礎研修修了者が個別支援計画の原案の作成までの業務に従事する旨を、従事開始日とともに明記してください。 (ここでいう従事開始日は、事業所での勤務を開始した日ではなく、個別支援計画の原案の作成までの一連の業務に従事し始める日を指します。)●勤務形態一覧表では、当該基礎研修修了者の「職種」欄にサービス管理責任者 (又は児童発達支援管理責任者) も加えてください。また、指定権者が宮城県の場合には、当該基礎研修修了者を「管理業務職員」欄にも加えてください。	